

## 部会の進め方について

### 1 部会設置について

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 74 条の 2 及び文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第 61 条の 5 により、一般廃棄物処理基本計画改定にあたり、部会を設置し、審議会に資するための議論を行う。

### 2 部会の概要

- ・令和 2 年 4 月から 5 月頃を予定（各部会 1 回程度）

テーマ	① 食品ロス	② 廃プラスチック
委員	9 名	9 名
座長	当該部会に属する委員のうちから会長が指名	
幹事	資源環境部長、リサイクル清掃課長、文京清掃事務所長	
その他	関係実施機関の職員その他の関係者	

### 3 会議の公開等

- ・部会は原則公開とする。
- ・会議録については、要点記録とする。

### 4 その他

- ・部会委員の最終決定については、会長指名とする。